

福祉・介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件について（情報公開）

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定におきまして、「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- 1, 現行の処遇改善加算のⅠ～Ⅲまでを取得していること。
- 2, 処遇改善加算の環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- 3, 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載などを通じた「見える化」を行っていること。

当法人新加算の取得状況

サービス名	処遇改善加算
施設入所支援事業	Ⅰ
生活介護事業	Ⅰ
共同生活援助 (外部サービス)	Ⅲ
短期入所事業	Ⅳ

◎職場環境等要件の実施する取り組み

○入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・福祉・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

○生産性向上（業務改善及び働く環境改善）の取り組み

- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施）を実施している
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- ・業務支援ソフト（記録・報告様式の工夫による情報共有や作業負担の軽減を行っている。

○やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・利用者本位の支援方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

以上